

「これまでの人口減少対策に関する効果的なモニタリング調査及び分析等業務」
企画競争提案説明書

令和7年札幌市告示第3295号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年8月4日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 企画課 企画係（電話011-211-2192）

メールアドレス miraisousei@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 これまでの人口減少対策に関する効果的なモニタリング調査及び分析等業務

(2) 目的

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、活力ある社会を維持していくことを目指し、平成26年（2014年）に基本理念や国などの責務等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。その後、平成31年（2019年）に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和4年（2022年）に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。

これを受け、札幌市では、5か年計画として、平成28年（2016年）に「さっぽろ未来創生プラン」（以下「第1期計画」という。）、令和2年（2020年）に「第2期さっぽろ未来創生プラン」（以下「第2期計画」という。）を策定し、人口減少対策に資する取組を進めてきた。

第2期計画の期間が満了することから、切れ目のない人口減少緩和に取り組むため、合計特殊出生率の上昇など自然増加に向けた取組を引き続き推進・強化していくこととし、「質の高い雇用創出と魅力的な都市づくり」「結婚・出産・子育てを支える環境づくり」に加え、新たに「若い世代へ向けたアプローチの強化」を柱として掲げた「第3期さっぽろ未来創生プラン」（以下「プラン」という。）を令和7年3月に策定した。

このように、札幌市では、人口減少緩和に資する取組を進めてきたが、2021年をピークとして人口減少局面に入るとともに、合計特殊出生率は右肩下がりであり、その数値は政令指定都市の中でも低位に位置し、令和5年は0.96と過去最低という非常に厳しい状況にある。このほか、札幌市は道内各市町村からの転入により社会増加を続けているが、20代の道外への転出超過数は依然として2,000人を超えている状況にあり、若い世代の道外への流出が続いている。

今後の効果的な施策の推進に当たっては、これまでの人口減少対策に資する施策について、ある施策がどのような分野や属性に対してどういった効果を示しているのかといった調査・分析を行い、札幌市の強みとして伸ばすべき部分や施策のあり方を見直す部分を明確化することで、今後の効果的な施策の構築につなげていくことが重要である。これら調査・分析に当たっては、現在の市民等のニーズや行政課題の把握は元より、国における同様の調査や札幌市が過去に実施した調査との比較を行うことで、地域特性や経年変化（子育てに係る費用等）等も的確に捉えることにより、より確度の高い調査・分析を行う必要がある。

本業務は、これまでの札幌市における人口減少対策に資する取組の効果的なモニタリングのための各種調査を実施し、その調査結果を分析したうえで、今後の効果的な施策の在り方を検討・構築するための基礎資料を作成するものである。

(3) 業務内容等 別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 予算額(事業規模)

14,051,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「(大分類)一般サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（１）～（５）を満たす必要があることに注意すること。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

5 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

(1) 業務体制、業務実績、業務スケジュールについて

本業務を遂行するに当たっての実効性のある体制、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、別紙「業務仕様書」に示す委嘱目途を踏まえた本業務委託期間中の適切なスケジュールを示すこと。

(2) さっぽろ未来創生プラン（第1、第2期）の人口減少対策に関する施策の分析

札幌市の人口減少対策におけるこれまでの10年間の取組について、各事業の活動

指標や成果指標、KPI等の達成状況の整理・分析の方法を提案すること。

また、上記整理・分析結果や21都市等の他自治体の取組状況に鑑み、「合計特殊出生率」及び「20～29歳の道外への転出超過数」に対する各種施策の実効性の評価・分析や札幌市で有効と考えられる他自治体の施策を整理・分析する効果的な手法を提案すること。

(3) 子育てにかかる費用の経年変化の整理・分析

各時期における子育て費用の見える化や、10年前と現在の子育て費用の経年変化の整理・分析については、景気動向や物価変動、可処分所得の推移を考慮する等、信頼性の高い情報に基づいた根拠のある適切な手法を提案すること。

また、整理・分析にあたっては、適切な世帯属性等によるペルソナを設定すること。

(4) アンケート調査の実施・分析

今後の札幌市における人口減少対策に関する施策を検討するために、これまでの人口減少対策の実効性や市民評価の測定に資する設問や手法、対象の属性設定、必要なサンプル数の考え方、結果の分析方法等を提案すること。

(5) インタビュー調査の実施・分析

(2)～(4)の分析結果を踏まえ、人口減少対策に相関の高いポイントを見極め、実効性の確保に寄与する有意義な深掘調査が可能となるよう、インタビュー調査の手法や設問、ターゲットとして考える属性、結果の分析方法等を提案すること。

(6) さっぽろ未来創生プランの検証と期待される人口減少対策に関する施策の方向性

(2)～(5)の分析結果を踏まえ、今後の札幌市における人口減少対策に関する施策の方向性について、適切な検討・検証が可能なペルソナの設定や、分析手法や考え方を提案すること。

(7) さっぽろ未来創生プランの検証及び若者・女性の意見を踏まえた人口減少対策に関する施策の方向性

女性や若者が感じている札幌市における職場環境やアンコンシャス・バイアス等に係る地域性を考慮する等、若者や女性に選ばれる地域づくりに資する人口減少対策の方向性について、適切な検討・検証が可能な分析手法や考え方を提案すること。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メールにて質問書（様式5）を提出すること。

ア 提出期限 令和7年8月15日（金）正午まで（送付にあたっては必着）

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめた書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

(ア) 持参又は送付の場合

上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

上記2に示すメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「こ

れまでの人口減少対策に関する効果的なモニタリング調査及び分析等業務の質問について」とすること。

ウ 質問に対する回答

回答については電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。受付期間内に到着しなかった質問書については回答しない。

<https://city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/monitoring.html>

7 参加手続き等

(1) 参考意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限 令和7年8月15日（金）正午まで（送付にあっては必着）

イ 提出書類

参加意向申出書 様式1のとおり

ウ 提出場所

上記6(1)イと同じ。なお、電子メールにより提出する場合は、上記2あてに電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を書面にて通知する。なお、参加資格を満たすことができた者に対しては、口頭またはFAX等にて通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は電子メール（送信要件は上記ウの後段と同じ。）によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和7年8月26日（火）正午まで（送付にあっては必着）

イ 提出書類

(ア) 業務従事者一覧・・・・・・・・・・様式2のとおり

(イ) 類似業務等実績一覧・・・・・・・・・・様式3のとおり

(ウ) 業務体制の概要及び実施方法・・様式4のとおり

(エ) 企画提案書・・・・・・・・・・様式自由（片面印刷とする。）

(オ) 業務費内訳書（積算書）・・・・・・・・様式自由

ウ 提出場所・提出方法

上記2と同じ。

持参又は送付とし、送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

(ア) 提出は正本1部（(ア)～(オ)）、副本10部（(ア)～(オ)）を提出すること。

- (イ) 提出書類には表紙をつけ、表題として「これまでの人口減少対策に関する効果的なモニタリング調査及び分析等業務」と記載すること。
- (ウ) 提出書類には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記する等、特定できない表現で記載すること。
- (エ) 業務従事者一覧について
 - a 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
 - b 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
 - c 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
 - d 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。
- (オ) 類似・関連業務等実績一覧について
本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。
- (カ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。
- (キ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (ク) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
- (ケ) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(サ)の場合を除く。)は認めない。
- (コ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (サ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員7名からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(※②)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

- ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。
- イ 審査(評価)は、次のとおり2つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記の「提案書評価基準」による。

分類1 履行実績等	満点 60 ～105 点(配点 15 点×委員 4～7 名※①)
分類2 企画提案	満点 340～595 点(配点 85 点×委員 4～7 名※①)
計(合計値)	満点 400～700 点(最低評価基準点(※②)240～420 点※①)

※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあつ

ては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合ある。

- ※② 「最低評価基準点」は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未滿であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

対象者に対して次のとおり審査(ヒアリング)を行う。

(ア) 開催場所及び方法

審査(ヒアリング)対象者に対し別途(開催時期は令和7年8月29日(金)を予定)通知する。

(イ) 審査(ヒアリング)にあたっての留意事項

- a 審査(ヒアリング)は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b 審査(ヒアリング)の際に使用する資料等は、上記7に基づき提出された提案書類のみとする。
- c 出席者は2名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること
- d 審査(ヒアリング)は1提案者あたり25分(準備・説明15分+質疑応答10分)とし、順次提案者個々に行う。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

- a 8(2)イの後段に記す別記の「提案書評価基準」にて指定されている審査項目「分類2 企画提案」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
- b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、審査(ヒアリング)の結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

オ 一次審査(書類審査)

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査(ヒアリング審査)の前段において、有効な提案書類をもとに審査(評価)し、上位と評価された者5名程度を、上記ウの審査(ヒアリング審査)対象者として選定する。ただし、審査対象者が5名以下にあっては、一次審査を省略し、審査(ヒアリング審査)に移行する。

一次審査の結果、審査(ヒアリング審査)に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、

その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 業務費内訳書(積算額)が上記3(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) 審査(ヒアリング)に出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(2)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに承諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款

別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。